

バーチャル瀬戸広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市広告掲載取扱基本要綱（平成14年8月21日施行。以下「基本要綱」という。）に基づき、メタバース バーチャル瀬戸（以下「バーチャル瀬戸」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 バーチャル瀬戸に掲載する広告は、デジタル広告（電子的手段を通じて配信又は表示される形式の広告をいう。）として扱い、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる形式及び右欄に掲げる掲載場所に掲載するものとする。

種別	形式	掲載場所
バナー広告	デジタル画面上に表示される広告で、リンク先に誘導することができる形式	バーチャル瀬戸内の尾張瀬戸駅前イベントステージのデジタルモニター周辺及び市の指定する場所
3Dオブジェクト広告	立体的な広告物としてバーチャル瀬戸に配置され、企業ロゴ、画像、動画や3Dモデルが表示され、リンク先に誘導することができる形式	バーチャル瀬戸内の企業ブース内の区画

(広告の範囲)

第3条 広告の範囲は、基本要綱第2条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 社会問題についての意見広告
- (2) 個人の名刺広告又はその疑いのあるもの
- (3) たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの
- (4) 商品先物取引、金融先物取引等利殖を目的とした投資、投機の斡旋、勧誘、募集等を専ら行うもの
- (5) 瀬戸市（以下「市」という。）又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 必要以上に購買欲をそそると思われるもの
- (8) 求人広告及びこれに類するもの
- (9) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (10) 占い、運勢判断に関するもの
- (11) 広告掲載の申込みをする者（以下「申込者」という。）が私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (12) 申込者が債権取立て、示談引受け等を業とするもの

- (13) 申込者が法令等に基づく必要な許可を受けていないもの
- (14) 申込者が民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のもの
- (15) 申込者が暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）関係者が申込者である法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの
- (16) 申込者が社会問題を起こしているもの
- (17) 申込者が各種法令に違反しているもの
- (18) 申込者が市税等を滞納しているもの
- (19) その他前各号に規定するもののほかバーチャル瀬戸に掲載する広告として適当でないと認められるもの
（広告の掲載位置及び枠数）

第4条 広告の掲載位置及び枠数は、市が指定するものとする。

（広告掲載期間）

第5条 広告を掲載する期間は、1月単位とし、年度をまたぐ掲載は行わないものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は市長が定める。

（広告の掲載規格）

第6条 第2条に規定するバナー広告及び3Dオブジェクト広告の掲載規格は、市長が別に定める。

2 バナー広告又は3Dオブジェクト広告のデザイン及び色彩は、市のイメージを損なわないものとする。

3 バナー広告又は3Dオブジェクト広告には、次の各号のいずれかに該当する表記は使用しないこととする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの。）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの。）

（広告の募集方法）

第7条 市長は、広告の募集を市ホームページ等により行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第8条 バーチャル瀬戸の広告掲載を希望する者は、バーチャル瀬戸広告掲載申込書（第1号様式）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第9条 市長は、前条の申込書の提出があった場合は、速やかに掲載の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて、瀬戸市広告審査委員会の審査に付し、その結果を参考として可否を決定するものとする。

2 広告掲載は先着順により行うものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その審査結果等について広告掲載希望者に対し、バーチャル瀬戸広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により通知する。

（広告掲載料）

第10条 広告1枠当たりの掲載料の月額は次の各号のとおりとする。

(1) バナー広告 5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 3Dオブジェクト広告 5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 広告の掲載を承認された者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

（広告原稿の作成等）

第11条 広告主は、広告原稿を市長が指定する方法により作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容等の変更）

第12条 市長は、広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

（広告主の届出義務）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は、バーチャル瀬戸広告申込内容変更届（第3号様式）により、変更を希望する日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(3) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、バーチャル瀬戸広告掲載申込書又は当該申込書に添付した書類の記載内容に変更があったとき。

（広告掲載の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。

- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
 - (3) 広告主から掲載取り下げの申出があったとき。
 - (4) 広告の内容、リンク先ホームページの内容等が変更され、広告掲載の基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認めるとき。
 - (5) 前各号に規定するもののほか、バーチャル瀬戸の広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、バーチャル瀬戸広告掲載取消等通知書（第4号様式）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

第15条 前条第1項第3号から第5号までに該当する事由により市が被害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、自己の都合によりバーチャル瀬戸の広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主はバーチャル瀬戸広告掲載取下げ届（第5号様式）により広告掲載の取下げを希望する日の1週間前（複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、1月前）までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第17条 広告主の責めに帰さない事由により、市長が広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を還付する。

- 2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額の内額とする。
- 3 広告主の責めに帰さない事由により、市が広告を掲載できなかった時間が生じた場合は、連続して掲載できなかった時間を24時間で除して得た日数（小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた日数）に応じて、広告掲載料を還付する。ただし、広告掲載に利用する外部プラットフォームのシステム障害、メンテナンス、仕様変更その他市の責めに帰さない事由による場合はこの限りでない。
- 4 前項の規定により還付する広告掲載料は、第10条第1項各号に規定する広告掲載料の30分の1に相当する額をもって日額の広告掲載料とみなし、当該日額に掲載できなかった日数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。
- 6 広告掲載料の還付を受けようとする者は、バーチャル瀬戸広告掲載料還付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

7 第14条1項の規定により、広告掲載の取消し若しくは一時停止を行った場合又は第16条第1項の規定により、広告主の自己都合で広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料について還付は行わない。

(広告主の責任)

第18条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、バーチャル瀬戸への広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。